

彦根市教育大綱

～心を磨く教育～



彦根市
令和8年3月



はじめに

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されたことに伴い、「総合教育会議」が設置され、市長と教育委員会との間で協議・調整し、教育政策に関する方向性を明確にすることとされました。

彦根市教育大綱は、「総合教育会議」で議論を重ね、平成27年度から平成29年度までの教育大綱を策定し、その後、平成30年度から令和3年度まで、令和4年度から令和7年度までの教育大綱に基づき、教育施策の推進を図ってきたところです。このたび令和8年度からの教育大綱についても、「総合教育会議」という公開の場で教育委員会との協議を経て、これまでの教育大綱を見直し新しく策定いたしました。

今回の見直しでは、これまでの教育大綱の基本方針を踏まえた上で、学習者が主体的に学ぶ姿を目指し、持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上のために、新たに「主体的に学びあい、自分らしく輝く未来をつくる」を副題としました。

また、基本目標には3つの目標に加えて、それらの土台となる学習環境の整備に関する目標を設定することで4つの目標としています。学習者主体の学びを進め非認知能力を育てること、人権を尊重し、いじめや差別のない共生社会を実現するための能力を育てること、社会教育施設や家庭、地域などが連携・協働して学ぶ機会をつくることなどに繋がる取組を行ってまいります。

時代の流れや教育のあり方、教育に求められるものが変化するスピードも加速しており、過去の常識や思い込みなどの当たり前だと思って使っていた物差しは通用しない時代が訪れており、適宜この教育大綱に照らし合わせながら施策展開を図ってまいります。

また、教育大綱の基本方針の実現には、行政や学校の取組だけではなく、家庭や地域がそれぞれの役割を担い、連携を深めながら取り組んでいくことが必要です。

これまでもさまざまな教育課題の解決に向け、教育委員会とはそれぞれの役割と責任を果たしながら、教育施策を推進してきたところですが、今後も引き続き、彦根市教育大綱に掲げた基本方針を実現するよう、教育委員会と十分に連携しながら、取り組んでまいります。

令和8年（2026年）3月

彦根市長

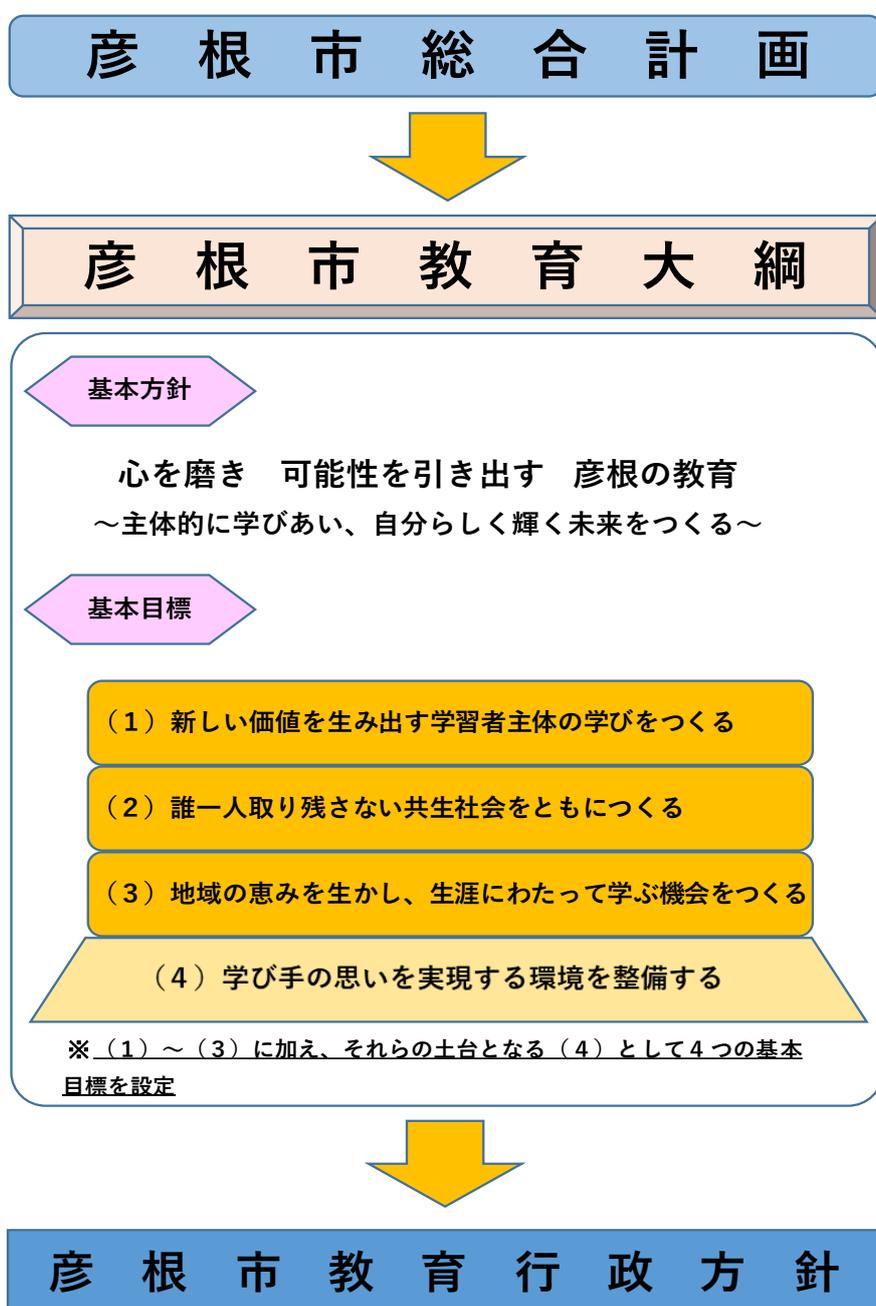
田島一成

1 趣旨

教育大綱は、総合教育会議[※]の場において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定するもので、大綱を定めることにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするものです。

彦根市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」[※]第1条の3に基づき、彦根市における教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 彦根市教育行政の体系



3 計画期間

概ね5年を目安として、国の教育振興基本計画や本市の関連する各種計画等の見直しなど、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

4 基本方針

心を磨き 可能性を引き出す 彦根の教育
～主体的に学びあい、自分らしく輝く未来をつくる～

5 基本目標

(1) 新しい価値を生み出す学習者主体の学びをつくる

子どもの実態に応じて、その主体性を尊重し、意欲や知的好奇心を十分に引き出しながら、教師は指導性を発揮して学びを支援する、学習者主体の学びを進めます。その際、学校段階*間・学校種*間および学校と社会との連携・接続を図り、学んだことが役立つことを実感したり、多様な人と協働して目標を実現する経験を積んだりすることができるよう工夫し、問題設定・解決能力、思考力等の認知能力*のみならず、自己肯定感、創造性、共感性、コミュニケーション等の非認知能力*を育てる教育を進めます。

【主要な取組】

- 幼保こども園と小学校接続期の充実
- 子ども自身が課題意識を持って学びを発展（連続）させる探究学習*の推進
- 系統性*と連続性*を重視した小中一貫教育*の推進
- 社会とつながる協働的な学びの充実

(2) 誰一人取り残さない共生社会をともにつくる

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズを有する子どもたちに応じた支援を充実するため、学習到達度・ペース・適性・興味関心・生活経験等の差に対応する、個別最適な学びの機会を確保します。併せて、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することで、一人ひとりの能力・可能性を最大限に引き出す教育を進めます。一人の幸せがみんなの幸せにつながる体験を積み重ね、人権を尊重し、いじめや差別のない共生社会を実現するための資質・能力を育てます。

【主要な取組】

- 教育的ニーズに応じた学びの多様化推進
- ICT*活用等による学習支援の充実とつながりの創出
- だれもが思いを伝え合える居場所のある学校づくり

(3) 地域の恵みを生かし、生涯にわたって学ぶ機会をつくる

豊かな自然、長い歴史、多様な文化や大学・企業・民間団体等の地域人財など、彦根の恵みを生かしながら、市民のニーズに対応した、生涯にわたって学ぶ機会をつくりまします。その際、学びの場である公民館・図書館・博物館等の社会教育施設の効果的な活用を図るとともに、学校を核として、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの成長を支える活動の充実に努めます。このことにより、人と人とのつながりを広げ、生きがいを感じられ、新たな学びに向かう好循環を生みだし、家庭や地域の教育力の向上と地域の活性化を図るよう取り組みます。

【主要な取組】

- 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 社会教育施設の効果的な活用と生涯学習の推進
- 郷土の歴史・伝統・文化の研究と保存・活用

(4) 学び手の思いを実現する環境を整備する

基本目標（1）から（3）の実現を支えるため、ICT*環境の整備を計画的に進め、校務のデジタル化等の学校 DX*の推進と ICT*活用の日常化を図ります。併せて、指導・運営体制の充実、学校・教師が担う業務の適正化の推進に努め、学校における働き方改革の更なる加速化を図ります。学校施設および社会教育施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代に求められる教育活動を充実させるため、効率的な改修を進めるとともに、学校規模・学校配置の適正化、図書館の整備に取り組みます。また、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全を推進します。

【主要な取組】

- 学校の指導・運営体制の充実
- 学校 DX*の推進と安全・安心な教育環境の整備
- 生涯にわたり学べる環境の整備

用語集

※本文中「※」の付いている用語の解説です。

総合教育会議	市長と教育委員会という対等な執行機関同士が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために行う協議および調整の場。構成員は、市長、教育長および各教育委員。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方公共団体が行う幼稚園から大学までの公立学校の設置・管理、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設の設置・管理、各種教育事業の実施、各種教育関係団体の支援、家庭教育の支援、就学援助や奨学金事業の実施など、教育行政の基本的な実施体制を定めている法律。
学校段階	就学前教育（幼稚園など）、初等教育（小学校）、中等教育（中学校・高校）、高等教育（大学・大学院）といった教育のレベルや学習段階に着目した分類。
学校種	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修大学、各種学校などの学校教育法第1条で定められた教育機関の種類。
認知能力	知能テストや学力テストで測定できる、読み書きや計算、記憶力、思考力などの知的な能力。
非認知能力	偏差値などのように点数や指標などで測ることの困難な能力で、「自己に関する領域」と「他者や社会とかかわる領域」に大別される。「自己に関する領域」には自己肯定感、創造性、意欲などがあり、「他者や社会とかかわる領域」には共感性、コミュニケーション、道徳性などの能力がある。
探究学習	児童生徒が自ら問いを立て、情報収集や意見交流などを通じて解決に向かう学習活動。
系統性	学習内容を論理的な順序や難易度に従って積み上げることで、土台となる知識から応用へと発展させる構造。例、「足し算」を学んでから「掛け算」に進むようなこと。
連続性	幼児教育から小学校教育、小学校教育から中学校教育など次の段階へ途切れなく続いていくこと。
小中一貫教育	初等教育（一般の小学校で行われている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度。
ICT	「Information and Communication Technology」の略語で、情報コミュニケーション技術、情報通信技術を指す。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	「Digital Transformation」の略語で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。